

新居浜市監査委員告示第6号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき、次のとおり監査結果を公表します。

令和8年10月20日

|          |      |
|----------|------|
| 新居浜市監査委員 | 亀井利行 |
| 新居浜市監査委員 | 福田幹大 |
| 新居浜市監査委員 | 小野辰夫 |

## 新居浜市職員措置請求の結果について(通知)

請求人(略)

令和8年9月15日付けで提出のあった新居浜市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

### 1 本件請求の内容

請求人は、新居浜市の住民として、地方自治法第242条第1項に基づき、あかがねミュージアム360°シアター改修業務に係る契約締結、支出負担行為、契約履行の確認及び委託料の支出について、以下の監査及び措置を請求する。

請求人は、契約締結・支出負担行為及びこれらに対応する公金支出について、適正な価格算定と契約に沿った履行確認を欠く違法又は不当な財務会計行為であると主張し、市の財産的利益を回復するための措置を求める。その根拠となる事実、両見積りの内訳変更と総額一致、一者選定の理由、株式会社ピー・ビーシステムズの受注公表及び完成図書に示された履行体制である。

求める措置

(1) 監査により契約対価の超過、給付不足その他の財産的損害が認められるときは、その範囲と原因を特定し、新居浜市長への賠償請求、適法な返還請求、履行・追完請求等の損害補填措置を期限を定めて講ずるよう勧告されたい。

(2) 監査により本件の価格決定又は履行確認に違法・不当な点が認められる一方、適正対価又は損害額の確定に追加検証を要する場合には、予備的に、市長等に対し、当該決定に関与していない担当者や必要な専門知識を有する者を含めて本件価格・履行を再査定し、項目別の算定根拠と判断結果を客観的に検証可能な形で記録した上で、権利の保全と検証結果に応じた損害補填を行うよう、期限を定めた勧告を求める。

前項は、一件の契約・支出の是正と損害回復のための措置である。契約用見積書に示す費目、役務及び判断資料を対象とし、単なる一般的な制度改善の要望とは区別して判断されたい。

### 2 本件請求についての検討

#### (1) 監査請求期間について

法第242条第2項本文は、同条第1項に規定する財務会計上の行為について、当

該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、住民監査請求をすることができない旨を規定している。

また、支出負担行為、支出命令及び公金の支出については、それぞれ別個の財務会計上の行為として、監査請求期間を各別に判断すべきものと解されている。

本件請求に係る財務会計上の行為について確認したところ、本件業務委託契約の締結及び支出負担行為は令和6年7月1日に行われ、その履行確認は令和7年3月31日、支出命令は同年4月4日、委託料37,840,000円の支出は同年4月30日に行われている。

これに対し、本件監査請求は令和8年9月15日に提出されたものである。

したがって、本件請求の対象とされている財務会計上の行為のうち、契約締結及び支出負担行為、支出命令並びに公金の支出については、いずれも当該行為のあった日から1年を経過した後に本件監査請求がなされたものと認められる。

そこで、以下、同項ただし書に規定する「正当な理由」が認められるかについて検討する。

## (2) 「正当な理由」の判断基準

法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」の有無について、最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決（民集56巻7号1481頁）は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

また、最高裁判所平成14年10月15日第三小法廷判決（裁判集民事208号157頁）は、一般住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合であっても、監査請求人自身が個別の事情により上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、「正当な理由」の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

さらに、「監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができた」というためには、違法又は不当であることについて完全な証拠を取得し、又は最終的な法的判断に至ることまでを要するものではなく、当該行為に違法又は不当な点があるか否かを監査請求人自ら判断することが困難ではない程度に、その具体的な内容を知ることができたことが必要であると解されている。

以上の判例の趣旨を踏まえ、本件については、まず一般住民が相当の注意力をもって調査した場合に、本件各財務会計上の行為について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたかを検討し、併せて、請求人自身の個別の事情

についても検討する。

### (3) 本件事業に関する一般への情報公開の状況

本件事業については、令和6年度当初予算の審議段階において、360°シアター改修を含む事業の内容及び事業費について、令和6年3月13日から同年3月15日に開催された市議会予算特別委員会において審議が行われている。

同委員会の審議状況については、令和6年3月16日から同年6月3日までインターネットによる録画中継が配信されていた。

また、令和6年度当初予算が可決された同年3月22日には、市ホームページに「令和6年度当初予算の概要」が掲載され、本件事業の内容及び事業費について一般に閲覧することができる状態に置かれていた。

さらに、同年6月3日からは予算特別委員会会議録が市議会ホームページに掲載され、同委員会における本件事業に関する質疑についても一般に確認することができる状態となっていた。

その後、令和6年12月26日には、株式会社ピー・ビーシステムズが、株式会社ハートネットワークから本件360°シアター上映システムを受注した旨を公表している。

さらに、令和7年9月1日から令和8年8月31日まで、市ホームページに「令和6年度事務事業委託契約一覧」が掲載され、本件業務について、業務名、契約金額37,840,000円、契約相手方、契約方法が随意契約であること及び契約締結日が令和6年7月1日であること等が一般に閲覧できる状態にあったことが確認できる。

以上のとおり、本件事業については、予算審議の段階からその事業内容及び事業費に関する情報が一般に公開され、その後も、事業者による受注の公表、市による契約内容の公表等により、本件事業及び本件契約に関する情報が順次明らかにされていたものと認められる。

### (4) 請求人固有の事情

請求人は、本件事業に係る令和6年度当初予算の審議当時から本市の市議会議員であり、本件事業の内容及び事業費が記載された予算関係資料の提供を受け、予算審議に参加していた。

また、令和6年度決算審査に際しては、本件業務委託料の支出状況が記載された「令和6年度決算と主要な施策」を含む決算関係資料の提供を受け、決算審査に参加していた。

したがって、請求人は、前記の一般に公開されていた情報に加え、市議会議員として、本件事業に係る契約及びこれに基づく公金の支出について調査、確認する具体的な機会を有していたものと認められる。

なお、請求人が令和6年度当初予算及び令和6年度決算認定に賛成したこと自体をもって、その後の住民監査請求が制限されるものではないことから、本件において

は、これらへの賛否そのものではなく、予算及び決算の審査に参加し、関係資料の提供を受けていたという客観的事実を判断材料とする。

(5) 請求人が主張する情報公開との関係

請求人は、本件契約に係る見積書、価格算定の状況、契約内容及び履行関係書類等について、令和8年6月15日に情報公開請求を行い、同年8月14日付けで部分公開決定を受け、同月20日に関係資料の交付を受けたことから、それ以前には本件財務会計上の行為の違法又は不当を具体的に把握することができなかった旨を主張している。

確かに、当該情報公開により、請求人が本件契約に係る見積内訳、契約条項、履行関係書類等の詳細な資料を取得し、それまで以上に具体的な検討が可能となったことは認められる。

しかし、前記判例の判断基準によれば、「正当な理由」の有無は、請求人が違法又は不当であることを確定的に認識した時点や、その判断に必要と考える全ての資料を入手した時点を基準とするものではなく、相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた時点を基準として判断すべきものである。

本件については、前記のとおり、予算審議の段階から本件事業の内容及び事業費に関する情報が一般に公開され、令和6年12月26日には株式会社ピー・ビーシステムズによる受注の公表がなされ、さらに令和7年9月1日からは、市ホームページにおいて、本件契約の契約金額、契約相手方、契約方法及び契約締結日等が公表されていた。

また、請求人自身についてみれば、市議会議員として、本件事業に係る予算関係資料及び決算関係資料の提供を受け、予算審議及び決算審査に参加しており、本件事業及びこれに係る公金の支出について調査、確認する具体的な機会を有していた。

これらの事情を総合すると、請求人が令和8年8月14日の情報公開によって本件契約等に関する詳細な資料を取得したことを考慮しても、それ以前に、相当の注意力をもって調査を尽くしても監査請求をするに足りる程度に本件財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができなかったものとは認められない。

また、令和7年9月1日からは、本件契約の業務名、契約金額、契約相手方、契約方法及び契約締結日等が約1年間にわたり市ホームページに掲載されていたことからしても、令和8年9月15日に至って監査請求がなされたことについて、相当な期間内に請求がなされたものと認めることはできない。

したがって、本件監査請求が令和8年9月15日まで行われなかったことについて、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるものとは認められない。

これらのことから、本件請求については、その監査請求が法第242条第2項に定め

る監査請求期間内にされたとは言えず、監査請求期間の徒過につき同項ただし書きの「正当な理由」を認めることもできない。

### 3 結論

よって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であるので却下する。